

免許証の更新期限が過ぎてしまった方

新型コロナウイルス感染症の影響により運転免許証の更新期限までに更新手続きができず、免許を失効させてしまった場合には、当該事情が止んだ日から1ヶ月以内に申請すれば、学科・技能試験が免除され適性試験に合格すれば講習を受講した後、運転免許証が発行されます。（失効後3年以内に限りです。）

（新しい免許を受け取るまでは車両を運転することができません。）

【申請場所】～運転免許センター、安全運転学校各分校（中部・北部・宮古・八重山）

【受付時間】～運転免許センター、安全運転学校中・北部分校：平日午前8時30分～午前11時30分、午後1時～午後1時20分
安全運転学校宮古・八重山分校：平日午前8時30分～午前9時30分

※ 受付当日中に行う講習を受講できなければ受付できません。また、適性試験に合格しなければ発行できません。

講習は区分によって異なり、運転免許センター、安全運転学校中部・北部分校は午後、安全運転学校宮古・八重山分校は午前か午後に行われます。

【必要書類】（コピー不可）

- ・ 手数料（下図参照）
- ・ 失効した運転免許証
- ・ 本籍が記載された住民票抄本1通（発行から1年以内）
- ・ 外国籍の方は、国籍が記載された住民票抄本及び在留カード（短期滞在者は旅券）
- ・ 写真1枚（縦3cm×横2.4cm、無帽・正面・上三分身、無背景、撮影から6ヶ月以内）（仮免許の場合は2枚）
- ・ （高齢者講習対象の方のみ）高齢者講習受講修了証明書

※ 一時帰国等で国内に住民登録がなく沖縄県に滞在している方は、住民票に代わる資料が別途必要です。

詳しくは運転免許課にお問い合わせください。

【手数料】

高齢者講習対象の方以外の方は申請手数料と講習手数料の双方が必要です。高齢者講習対象の方は申請手数料が必要です（あらかじめ指定自動車教習所で高齢者講習を受ける必要があります。）

申請手数料は各免許種別の件数によって申請手数料が異なります。

なお、仮免許の場合の手数は合計2,700円です。

【申請手数料】

免許種別の件数	申請手数料			
	試験手数料	併記手数料	交付手数料	合計手数料
1	800		+1,700	2,500
2	1600	+200	+1,700	3,500
3	2400	+400	+1,700	4,500
4	3200	+600	+1,700	5,500
5	4000	+800	+1,700	6,500

免許種別がこれ以上ある方は免許課にお問い合わせください。

【講習手数料】

	講習手数料
優良運転者講習	500
一般運転者講習	800
違反運転者講習	1,350
初回運転者講習	1,350

詳しくは、沖縄県警察本部交通部運転免許課までお問い合わせください。問合せ先：098-851-1000